

分値下ニ更ムル事

ニ臨時工解雇其他ノ件

(1) 本月末日解雇スル臨時工五名ニ対シテハ廿日六ノ  
手當ヲ支給スル事 但シ六月以上勤続者ニ限ル

(2) 臨時工中一ヶ年以上勤続者ヲ本職工ニスル事

三 附帯条件

従来消防支カ解雇ナルル場合ヲ時給十二銭ヲ標準ト  
シテ手當ヲ支給シ且此ヲ自今解雇ノ場合ハ特ニ十五  
銭トシテ計算スル事

右及申(通)報 矣 也